

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【公開番号】特開2017-137133(P2017-137133A)

【公開日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2017-100249(P2017-100249)

【国際特許分類】

B 6 5 D 81/34 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 81/34 U

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月13日(2018.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によるパウチは、重ねられた積層フィルムをヒートシールすることにより製袋され、内容物を収容する収容空間を有するパウチであって、互いに対向して位置する第1側部シール部及び第2側部シール部と、前記第1側部シール部によって前記収容空間から隔離され、重ねられた積層フィルムがヒートシールされない未シール部と、を有し、前記未シール部は、重ねられた積層フィルムの側縁に達して開口しており、前記第1側部シール部は、前記未シール部の少なくとも一部を取り囲むとともに前記収容空間側に向けて張り出した張出部分を有し、平面視において、前記収容空間の上縁の中央となる上中点と、前記収容空間の下縁の中央となる下中点との中央となる位置に中心をもつ仮想円の当該中心から、前記未シール部まで最短距離となる仮想直線を引いたときに、当該仮想直線と前記張出部分との重なる範囲の長さをa1とし、前記第2側部シール部の巾をW5とした場合に、a1 < W5の関係を満たす、パウチである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によるパウチにおいて、前記張出部分は、角領域を含み、前記第1仮想直線は、前記角領域において前記張出部分と重なっていてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明によるパウチにおいて、前記未シール部は、当該パウチの上側寄りに位置してもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明によるパウチにおいて、前記第1側部シール部は、前記未シール部を挟んで両側に位置する上側シール部分及び下側シール部分と、を有し、前記張出部分は、前記未シール部の少なくとも一部を取り囲むようにして前記上側シール部分と前記下側シール部分とに接続され、且つ、前記上側シール部分及び前記下側シール部分よりも前記収容空間側に向けて張り出していくてもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明によるパウチにおいて、前記張出部分の最も前記収容空間側に位置する部分と、前記下側シール部分の最も前記収容空間側に位置する部分と、の間の横方向の距離が、3mm以上15mm以下であってもよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明によれば、パウチを効率よく製造することができる。